

# ワイヤレス人材育成のための アマチュア無線アドバイザーボード(第2回)

令和4年2月15日(火)13:00~14:45

場所:WEB会議

## 議事次第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 無線技術に興味・関心を持つきっかけづくり(知ってもらう)について
3. 閉会



# 制度の現状等について

(無線技術に興味・関心を持つきっかけづくり関係)

---

令和4年2月15日  
総務省総合通信基盤局電波部

- アマチュア無線の操作は、アマチュア無線従事者でなければできないこととなっておりますが、科学技術や無線技術に対する理解と関心を深めることを目的に、一定の条件の下でアマチュア無線を体験できる制度を設けています。（電波法第39条の13、電波法施行規則第34条の10）

## イメージ



## 共通ルール

- 科学技術や無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として行ってください。アマチュア無線従事者（有資格者）の方による、無線通信技術や電波法令等についての簡単な説明又は講習等を行う等した上で、交信に臨んでいただけるものと期待されています。
- 無資格者ができる操作は、監督（指揮・立会い）するアマチュア無線従事者（有資格者）が行うことができる無線設備の操作の範囲内となります。
- モールス以外の通信ができます。
- 通信のはじまりとおわりは、有資格者が行います。連絡の設定及び終了に関する操作は、監督（指揮・立会い）する有資格者が行ってください。

## ①家庭や学校でのアマチュア無線体験運用

小中学生であれば無線の資格を持っていなくても、アマチュア無線有資格者の、家族（親や祖父母など）や同一の学校の教職員の監督（指揮・立会い）により、その有資格者が開設するアマチュア無線を特段の手続きなしで操作体験ができます。（令和3年3月制度化）

## ②アマチュア無線体験局

無線の資格を持っていなくても、アマチュア無線体験局のアマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）により、アマチュア無線の操作が体験できます。新たにアマチュア無線局（社団局）を臨時に開設する必要があります。（令和2年4月制度化）

## ③国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）

小中学生であれば無線の資格を持っていなくても、ARISS局のアマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）により、国際宇宙ステーションの宇宙飛行士とアマチュア無線による直接交信ができます。新たにアマチュア無線局（社団局）を臨時に開設する必要があります。ARISS局は平成14年に制度化されたもので、日本全国の小中学校を中心に、既に100例を超える実績があります。※ARISSは、Amateur Radio on the ISS（International Space Station）の略称で、国際宇宙ステーション上のアマチュア無線という意味です。

# アマチュア無線の体験制度について②

## アマチュア無線体験制度概要

種別		局の種別	運用体験者 (無資格者)	監督（指揮・立会 い）する有資格者	有資格者の監督の 下での無資格者の 運用範囲	手続
家庭や学校で の体験運用	家庭内	個人局	小・中学生に限 る	保護者※1、三親等内 の親族※2	モールス符号の送受 信を除くすべての操 作（連絡設定・終話 を除く）  （アマチュア上位資 格者の監督（指揮・ 立会い）の下で、ア マチュア下位資格者 が運用することもで きます。）	不要  （既存のアマチュア無 線局を使用）
	学校	学校社団局（教職 員と小中学生が構 成員の社団局）、 教職員の個人局		同一の学校の教職員 （社団局の場合はその 構成員である教職員）		
体験局		臨時に開設する社 団局	制限なし	社団局の構成員		新たにアマチュア無線 局（社団局）を臨時に 開設
国際宇宙ステーションと のアマチュア無線体験局 （ARISS局）		臨時に開設する社 団局	小・中学生に限 る	第2級アマチュア無線 技士以上（社団局の構 成員）		新たにアマチュア無線 局（社団局）を臨時に 開設

※1 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）における養育者（補助者を含む。）、里親、また、児童相談所長、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設の長（ともに職員を含む。）も含まれます。

※2 事実婚による親族関係も含まれます。

## 電波法

(第5条第2項第2号)

アマチュア無線局 個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。

## 電波法施行規則

(第3条第1項第15号)

アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。

## 告示

(令和3年3月10日告示制定)

(電波法施行規則第3条第1項第15号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件(令和3年総務省告示第91号))  
電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務【社会貢献活動のために行う業務】
- 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であつて、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務【公の地域活動のために行う業務】



**アマチュア無線の定義を明確化することにより、  
アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることを明確化**

国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

- 1.56 amateur service: A radiocommunication service for the purpose of self-training, intercommunication and technical investigations carried out by amateurs, that is, by duly authorized persons interested in radio technique solely with a personal aim and without pecuniary interest.
- 1.56 アマチュア業務 : アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務

## 基本的な考え方

- 電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条第5項に基づき、アマチュア無線技士以外の資格で、アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作を行うことができるものについては、第一級から第四級までの各アマチュア無線技士資格の知識等と比較衡量して操作を認めています。

◎電波法施行令  
（操作及び監督の範囲）

第三条（略）

2～4（略）

5 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、第一項に規定するもののほか、それぞれ同表の下欄に掲げる操作を行うことができる。

資格	操作
第一級総合無線通信士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級総合無線通信士	
第三級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第一級海上無線通信士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級海上無線通信士	
第四級海上無線通信士	
航空無線通信士	
第一級陸上無線技術士	
第二級陸上無線技術士	

## 今後の検討に当たって

- アマチュア無線技士が行うことができる操作の範囲や、無線従事者資格ごとに国家試験において確認している知識等の水準に変更が無い中で、上記の考え方に立つのであれば、アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作ができる資格を拡大する合理的な理由が立つのか、よく検討する必要があります。

## ○アマチュア無線技士資格の国家試験において確認している知識の水準

一 アマ	無線工学	無線設備、空中線系等、測定機器の理論、構造及び機能の <b>概要</b> 無線設備、空中線系等、測定機器の保守及び運用の <b>概要</b>
	法規	電波法及びこれに基づく命令の <b>概要</b> 通信憲章、通信条約及び無線通信規則の <b>概要</b>
	モールス電信	(法規の問題30問のうち少なくとも5問は、モールス符号の理解度を確認する問題とする。)
二 アマ	無線工学	無線設備、空中線系等、測定機器の理論、構造及び機能の <b>基礎</b> 無線設備、空中線系等、測定機器の保守及び運用の <b>基礎</b>
	法規	電波法及びこれに基づく命令の <b>概要</b> 通信憲章、通信条約及び無線通信規則の <b>概要</b>
	モールス電信	(法規の問題30問のうち少なくとも5問は、モールス符号の理解度を確認する問題とする。)
三 アマ	無線工学	無線設備、空中線系等、測定機器の理論、構造及び機能の <b>初歩</b> 無線設備、空中線系等、測定機器の保守及び運用の <b>初歩</b>
	法規	電波法及びこれに基づく命令の <b>簡略な概要</b> 通信憲章、通信条約及び無線通信規則の <b>簡略な概要</b>
	モールス電信	(法規の問題16問のうち少なくとも2問は、モールス符号の理解度を確認する問題とする。)
四 アマ	無線工学	無線設備、空中線系等の理論、構造及び機能の <b>初歩</b> 無線設備、空中線系等の保守及び運用の <b>初歩</b>
	法規	電波法及びこれに基づく命令の <b>簡略な概要</b>
	モールス電信	なし

【参考】 以下の順で左の表現ほど難易度が高い。

無線工学 : 詳細 ⇒ (記載なし) ⇒ 概要 ⇒ 基礎 ⇒ 初歩  
 法規 : (記載なし) ⇒ 概要 ⇒ 簡略な概要

- 例えば、第一級陸上無線技術士については、現状、第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作ができることとしていますが、当該判断の根拠である比較衡量を例示すると以下のとおりです。
- 無線工学については第一級アマチュア無線技士を超える知識を確認している一方で、法規については国際条約等の知識やモールス電信に関する知識を確認していないため、第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作を行うことができますとしてしています。

### ○比較衡量の例（第一級陸上無線技術士の場合）

一 陸 技	無線工学	無線設備、空中線系等、測定機器の理論、構造及び機能の <a href="#">詳細</a> 無線設備、空中線系等、測定機器の保守及び運用の <a href="#">詳細</a>	➡	1 アマ相当 (1 アマ超)
	法規	電波法及びこれに基づく命令の <a href="#">概要</a>	➡	4 アマ相当
	モールス電信	なし	➡	4 アマ相当